

就学援助 新入学学用品費を入学前に支給します

問 学校教育課（市役所東庁舎2階） ☎32-2116

市では、経済的な理由で小・中学校に通う子どもの就学費用に困っている場合、希望する保護者に、必要な経費を援助しています。

令和2年4月に小・中学校に入学する子どもに、ランドセルや制服などを購入するための「新入学学用品費」を、入学前に支給します。認定要件など、詳しくはお問い合わせください。

対象 令和2年4月に小学校または中学校に入学する予定の子どもの保護者
主な要件

- 住民税が非課税または均等割のみ課税されている
- 国民年金の保険料が全額免除されている
- 児童扶養手当を受給している など

申請先

- 小学校に入学予定＝学校教育課の窓口で申請する
- 中学校に入学予定＝すでに就学援助を受けている人は申請不要。新たに就学援助を希望する人は、子どもが在籍している小学校で申請する

持ってくるもの 印鑑、通帳など振込先口座が分かるもの、令和元年度所得課税証明書（平成31年1月2日以降に津山市に転入した人のみ）

締め切り 12月24日(火)



柔道整復の施術の適正受診にご協力ください

問 保険年金課（市役所1階9番窓口） ☎32-2071

整骨院や接骨院などで受ける柔道整復の施術には、健康保険が適用にならないものがあります。施術を受ける場合、次のことに十分ご注意ください。

保険が使える場合

- 外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折、脱臼（骨折と脱臼は、応急処置を除き、医師の同意書が必要）

保険が使えない場合

- 医師の施術同意書が無い骨折や脱臼の施術
- 疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院や診療所など）で同じ傷病として治療中の症状
- 労災保険の適用となる仕事や通勤途中の負傷

領収書は受け取っていますか

整骨院や接骨院は領収書の無料発行が義務付けられています。領収書を必ずもらいましょう。高額療養費の請求や、税の医療費控除を受ける際に必要となります。

療養費の支給記録の点検を実施しています

療養の内容を尋ねたり、領収書の提示を求めたりすることがあります。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。また、柔道整復等施術の療養費支給申請書を開示しています。開示を希望する人は、ご連絡ください。

ご注意ください

健康保険は治療を目的とした制度です。保険が使えない場合もあるので、施術を受ける前に負傷の原因を正確に伝えましょう。保険が使えないことが後で分かった場合、健康保険が支払った額の返還を求めることがあります。

11月は児童虐待防止推進月間です

問 こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-7027

児童虐待は、子どもを温かく見守るべき保護者などが子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長と人格の形成に重大な影響を与える人権問題です。

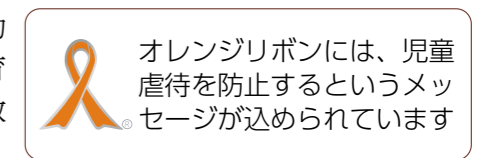
児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト（育児放棄）	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう など



しつけと虐待の違い

「しつけ」とは、子どもが自分の力で問題を解決できるように助ける保護者の行為のことです。一方で、子どもの問題解決能力を育むとはいえない「子どもを抑圧する」「恐怖や苦痛をもたらす」「放任する」などの行為は「虐待」です。



勇気を出して連絡を！

虐待を受けている子どもやその保護者は、さまざまなシグナルを周りに発しています。そのことに気づき、手を差し伸べられるのは、地域に住む皆さんです。「虐待かも」と思ったら、ためらわず連絡しましょう。名前や内容に関する秘密は、堅く守られます。

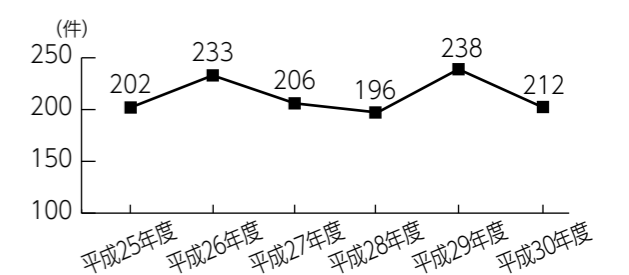
子どもからのシグナル

- 不自然なアザや火傷、打撲の痕がある
- 極端に痩せている
- 服や体がいつも汚れている
- 顔に表情がなく、大人を見ると怯える
- 落ち着きがなく、乱暴な行動が多い

保護者からのシグナル

- 子どもの健康や安全を配慮していない
- 家の内外が極端に散らかっていて不衛生
- 子どもを家に残したまま、長時間外出することがある
- いつもイライラして子どもに当たる
- 地域と交流が無く、孤立している

市が受け付けた児童虐待が疑われた通告件数



子どもの命に危険があるなど、緊急度が高い場合は、津山警察署(林田) ☎25-0110に電話してください

【連絡先】

こども子育て相談室
☎32-7027
平日午前8時30分～午後5時15分
その他の時間や休日は☎32-2170（市当直）

津山児童相談所（山北）
☎23-5131
24時間受け付け

児童相談所全国共通ダイヤル
189
24時間受け付け